

学校法人堀井学園 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を以下の通り策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日

2. 内 容

目標 1 :

出産・育児に関する諸制度に関して、その内容、手続き方法についての周知や情報提供を行い、制度の利用促進を図る。

<対 策>

- ・ 関連諸制度について、その利用状況、手続き上の使い勝手等の調査を行い、必要な場合は改善を行う。
- ・ 学園規程および取扱要項に加え、関連官庁のパンフレット等制度の理解を深める資料の整備・提供を図る。
- ・ 育児休業期間中の代替人材の確保を推進し、取得しやすい環境の整備を進める。

以 上